

その他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表

◆令和6年度に実施する事業の公表

政令で定める事業	航路及び航空路における輸送の維持及び人の往来に要する費用の低廉化に関する事業		揮発油の価格の低廉化に関する事業
事業の概要	離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航路の確保・維持を図るため、125航路112事業者に対して支援する。 羽幌―天売(焼尻島、天売島) 女川―江島(出島、江島) 酒田―飛島(飛島) 岩船―粟島(粟島) 輪島―舳倉島(舳倉島) 八丈島―青ヶ島(八丈島、青ヶ島) 鳥羽―神島(坂手島、菅島、答志島、神島) 沼島―土生(沼島) 笠岡―飛島-六島(高島、小飛島、大飛島、六島) 走島―鵜(走島) 八島―上関(八島) 本島―丸亀(本島、牛島) 魚島―弓削―土生(魚島、高井上島、豊島、弓削島) 伊島―答島(伊島) 沖の島―片島(沖の島、鶴来島) 地島―神湊(地島) 馬渡島―呼子(馬渡島) 博多―比田勝(対馬島) 姫島―国見(姫島) 島浦―浦城(島野浦島) 串木野・川内―甑島(上甑島、下甑島) 等	離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航空路の確保・維持を図るため、17航空路6事業者に対して支援する。 利尻空港―丘珠空港(利尻島) 奥尻空港―函館空港(奥尻島) 八丈島空港―東京国際空港(八丈島) 大島空港―調布空港(大島) 新島空港―調布空港(新島) 神津島空港―調布空港(神津島) 三宅島空港―調布空港(三宅島) 菅岐空港―長崎空港(菅岐島) 福江空港―長崎空港(福江島) 対馬空港―長崎空港(対馬島) 喜界空港―鹿児島空港(喜界島) 徳之島空港―奄美空港(徳之島) 沖永良部空港―鹿児島空港(沖永良部島) 与論空港―奄美空港(与論島) 多良間空港―宮古空港(多良間島) 久米島空港―那覇空港(久米島) 与那国空港―那覇空港(与那国島)	離島の給油所等ガソリン販売店の実質的なガソリン小売価格が下がるよう172の離島を対象に支援する。 【補助対象離島の例】 礼文島、江島(宮城県)、飛島、母島、佐渡島、舳倉島、初島、日間賀島、答志島、男鹿島、島後、真鍋島、阿多田島、見島、女木島、出羽島、怒和島、沖ノ島、小呂島、小川島、横浦島、保戸島、中之島 等

◆関連する施策として公表

関連する施策	地域公共交通確保維持改善事業のうち 離島航路補助金	地域公共交通確保維持改善事業のうち 離島航空路補助金	離島のガソリン流通コスト対策事業
事業の目的	生活交通の存続が危機に瀕している地域等について、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。		本土と比較し割高になっている離島のガソリン価格を実質的に下げることが目的とする。
事業の概要	離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航路の確保・維持を図るため、航路事業者に所要の補助を行う。 (補助の主な要件) ・本土と離島、離島間を連絡する航路で唯一の交通手段であること。 ・航路収支における赤字が見込まれる航路であること。 等	離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航空路の確保・維持を図るため、当該離島航空路線を運航する航空運送事業者に対して所要の補助を行う。 (補助の主な要件) ①赤字が見込まれる路線であること。 ②当該離島にとって最も日常拠点性を有している地点を結ぶ路線であること。 ③代替交通機関(海上運送等)の所要時間が概ね2時間以上であること。	離島の給油所等ガソリン販売店が島民等にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講ずる。 (補助の主な要件) ・給油所等ガソリン販売店が、離島で消費されるガソリンを消費者に値引き販売すること。